

福祉、環境、地域づくり、ビジネス、教育、文化振興...

コミュニティ再生 地域の新たな発展へ

座談

NPO法人誕生から一年半、県民活動を点検

NPO法（特定非営利活動促進法）が平成10年12月に施行され、平成11年春から全国でぞくぞくとNPO法人が誕生した。従来のが国の公益の概念が根底から変わることになり、公的機関に加えて「もう1つの公益センター」が誕生した。地方分権の進展は地域社会に自立を迫ることになり、各県は企業と行政と県民との総合力が問われることになる。平成11年3月に発足した「山形創造NPOネットワーク」で中心となって活動してきた4人の方々に、本県のNPO活動や県民活動の実態と課題を語ってもらった。

話し合った人々

山形創造NPOネットワーク代表理事	青木 範雄 氏
同事務局長（「女性歴史サークル・山形」会長）	須藤 路子 氏
同総務部長（荘内銀行出向）	尾形 祐治 氏
県企画調整部企画調整課企画主査	菅野 亮一 氏
（司会）荘銀総合研究所副理事長	石川 敬義

まず、NPO法が登場する以前から本県の県民活動の実態を調査し本県社会の在り方を構想していた菅野さんに、NPO法前とNPO法後の県民活動の変化をどうみているか、お聞きしたい。

新たな住民サービスが誕生

菅野 山形県は平成七年「参加・交流・創造」を基本理念とする新総合発展計画を策定した。一人ひとりの県民がさまざまな参加や交流を行うことよって、新しい価値、サービスやアイデアが創造され、その結果県民みんなが暮らしやすい山形県になることをイメージしている。平成十年には同計画を審議いただいた審議会から、企業・行政・ボランティアが互いにそれぞれの長所を理解し合いながら活動を創造していく場が必要との提言がなされ、提言に賛同した県内のボランティア、地域づくり団体の方々が中心となり、日ごろの活動を話し合う機会が設けられた。阪神淡路大震災でNPOが強く認知されたこともあり、NPOのネットワーク化の必要性に対する共通認識が形成され「山形創造NPOネットワーク」の立ち上げにつながった。県内には以前から多数のボランティア団体があ

NPO法人の申請と認証
(8月4日現在)

所轄庁	受理数	認証数
経済企画庁	24	19
北海道	13	10
青森県	19	17
岩手県	23	21
宮城県	59	51
秋田県	16	13
山形県	20	15
福島県	28	21
茨城県	51	44
栃木県	61	49
群馬県	60	51
埼玉県	66	57
千葉県	83	64
東京都	67	52
神奈川県	18	15
新潟県	38	31
富山県	10	10
石川県	24	19
福井県	7	6
山梨県	16	15
長野県	35	29
岐阜県	28	19
静岡県	81	63
愛知県	72	57
三重県	66	56
滋賀県	23	21
京都府	71	55
大阪府	19	15
兵庫県	92	73
奈良県	22	18
和歌山県	13	12
鳥取県	11	8
島根県	13	13
岡山県	39	31
広島県	45	40
山口県	27	19
徳島県	8	8
香川県	11	10
愛媛県	15	15
高知県	18	16
福岡県	95	77
佐賀県	19	9
長崎県	22	18
熊本県	33	25
大分県	12	7
宮崎県	19	15
鹿児島県	8	4
沖縄県	18	14
合計	2,935	2,346

須藤 NPOが出てくる以前は、自主性を重んじて組織を運営すること、主体的な活

社会的な評価を考えて活動

動に光りが当たり、活動に弾みがついたと思っている。現在、県内でNPO法人になると申請を出した団体が二十、認証済み団体が十五ある。



菅野氏

地域の歴史を子供たちに伝える活動、自然環境の保全や創造など、国民の幅広い主体的な公益活

り、さまざまなサービスが提供されてきたが、「NPO」の登場で有償の福祉ボランティア、

動を継続させるため収益を確保するという認識は低かったと思う。それがNPO法の施行で「好きなことをやっている」という意識から「自分たちの活動もNPOなんだ」という意識になり、事業体として活動がステップアップする契機になった。また、社会的な評価、成果、効果とかを考えながら活動する、つまり自分たちの活動を客観視できるようにするきっかけができたと思っている。

青木 ボランティアやNPOには無関心だった私だが、米沢市内で福祉ボランティアをやっている人と知り合い、「NPOの法人格を取るのを手伝ってもらえないか」と頼まれ、手伝うことになった。「山形創造NPOネットワーク」の設立準備会にも顔を出すようになって、「こういうのがNPOなんだな」と分かるようになった。

「山形創造NPOネットワーク」は参加団体を拘束しない「緩やかなネットワーク」を目指してきたが、組織が機能するにはマネージメントをきちんと行わないと活動に発展性が生まれない。それはボランティア団体でも地域

より高い目標への新たな一歩

青木 遠くへ行くためには一歩を踏み出すことが大事という「ステップ・バイ・ステップ、ワン・ゴーズ・ファー」という言葉がある。県民活動がよりよい社会の実現という目的を指して「ステップ・バイ・ステップ、

づくり団体でも同じだと思う。思い入れや使命感や情熱とともに、組織体を形成すれば成果を出すことが求められる。緩やかなネットワークと確かな組織力とを同時に実現する難しさを今実感している。

菅野 ネットワークづくりではフラットホームづくりという考え方が大切だと思つ。同じ思いを持つ仲間がいたり、課題や問題意識を乗せるプラットフォームが地域社会の中にあるかないかで社会は大きく違ってくる。個人レベルではみんなが自分のネットワークを持っているだろうが、地域社会の人々が幅広い領域で共有できる「場」のプラットフォームがあることが重要だと思う。

ワン・ゴーズ・ファー」した段階ではないか。地域社会がプラットフォームをもっていることによって、より遠くへ、より高い目的に向かうことができる。

多い法人格取得の相談

尾形 私は、三月の人事異動で、銀行の人事部から出向の内示があり、山形創造NPOネットワーク」に着任した。NPOは非営利活動ということだが、私はそれまで営利を目的とする企業を対象とする仕事に従事してきたので、営利を目的としない活動や団体とはどういふものなのか、なかなかイメージがわからなかった。銀行では法人を担当し、企業の財務内容をみて経営アドバイスを行ってきた

が、非営利活動でなぜ事業会計が発生するのか、当初はイメージできなかった。平成十年十二月にNPO法が施行され、平成十一年三月にNPO中間支援団体として設立された「山形創造NPOネットワーク」へ、さまざま分野の方から相談を受けるようになった。NPO法人の資格取得に関する相談が多かったが、会計のこと、税務、組織運営の質問もあった。NPOは非営利ということだが、組織体としてみれば企業と同じ要素を多く持つっており、NPOが事業を行うなら、しっかりした組織になる必要があり、そのための要件を備える必要があると実感している。

県民の自発的、主体的な地域活動を盛んにする課題は。

菅野 ボランティアの心がもろるん重要だが、活動の源は地域課題の解決であり、そのためには継続性や技術などが求められてく

る。また、自治体がボランティアやNPOと連携・協働してパートナーシップを組めるかどうか。それには、行政側がボランティアの使命、役割とどうパートナーシップを組むのが望ましいかを考えること。行政がNPOと連携・協働して住民にサービスを提供することを考えること。どのような地域社会をつくるか、その際税金を使って整備すべきことは何かを考えることが大切だ。まちづくりを行政だけでやるのではなく、住民と企業と一緒に進めることが基本だろう。

須藤 これまで「山形創造NPOネットワーク」で活動をやってきて強く感じるのは、ボランティアの心の人だけでやっていくのでは継続して活動できる組織になりにくいこと。組織として必要なこと、核となるところ



須藤氏

はきちん
と構築す
べきで、
マネージ
メントが
重要にな
る。私た
ちが楽し
ければよ
い」とい
うだけで

は活動する人や範囲が限られてしまい、後継者は育たない。アメリカでは働き盛りの四十年代、五十代の人でボランティア活動をやっている人が多いという。山形でも大勢の人々が何らかの活動に参加して「自分は山形をどういふ地域にしたいのか」を考えるようにしたい。NPO法人になろうとする団体は、まだ

ごくわずかな人々だろう。しかし、そういう人々が牽引車になって、多くの県民を地域活動に参加させてもらいたい。そして、企業にも地域社会にもっと参加してもらいたい。そのためには、私たちの方から企業へ、「こんなビジネスチャンスがありますよ」と提案していかねばならない。

提案型活動社会の下地に

青木 NPO自体に自分が主体となつて問題を解決するという要素がある。自分の意見を言っ



青木氏

を言っ
て生きて
くことを
しなければ、他に
追隨して
生きてい
くしかな
い。介護
保険制度
ができた

が、国の財政が厳しくなり、福祉はこれまでの措置制度から契約制度に変わり、国民は自分でサービスを選択しなければならなくなつた。自分で動かなければ問題は解決しない時代になった。提案型活動社会(アドボカシー)に移行しようとしている時に、その下地となるのがNPOだろう。

尾形 現在、山形創造NPOネットワーク」には百八十の会員がいるが、そのうち企業として会員になっているのは二十社程度で、まだまだ少ない。NPOと企業とがパートナー

特定非営利活動法人
山形創造NPO支援ネットワーク（仮称）
定款（抜粋）

第3条（目的）

この法人は、山形県における県民の自発的、主体的な公益活動の発展を目指し、県民・企業・行政の連携体として、公共的な活動分野における協働を促進するとともに、それぞれの活動分野（保健、医療または福祉の増進 社会教育の推進 まちづくりの推進 文化・芸術またはスポーツの振興 環境の保全 災害救援 地域安全 人権の擁護または平和の推進 国際協力 男女共同参画社会形成の促進 子どもの健全育成 これらの活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助）と地域を超えた総合的な活動基盤の整備を図り、もって新たな産業や文化の創造など、地域の公共的な課題に対応し、多様で自立した地域社会の実現につながる活動の育成支援を行うことを目的とする。

第5条（事業）

この法人は第3条の目的を達成するため特定非営利活動にかかる次の事業を行う。

- (1) 総合的な活動基盤の整備に関する事業
 - 情報のキーステーション推進
 - 普及啓発及び参加、支援の拡大
 - 運営能力レベルアップ促進
- (2) 交流・連携の促進に関する事業
 - NPO、企業、行政などの交流・連携促進
- (3) 地域課題に対応する各種プロジェクトと自立したNPOの育成支援
 - 少子高齢社会への対応
 - 情報化社会への対応
 - ユニバーサルデザイン
 - 地域・産業デザイン
 - その他、第3条の目的を達成するために必要なプロジェクト
- (4) NPO活動等に関する調査研究事業
 - 公益的な地域課題の解決等に向けた調査研究
 - NPO活動等に関する調査研究
- (5) その他、第3条の目的を達成するために必要な事業



尾形氏

相手を知ることから始めなければならない。地域の総合力が問われる時代になってきた。地域活動に多くの県民が参加し、総合力が高まるようにする一歩としてNPO活動がある。今後、どう進めていくべきか。

シップを組むには、どう付き合うべきかを考える必要がある、そこに今後のNPOの生きる道がある。と思う。お互いにメリットがある付き合いが必要で、そのためには互いに

個人の能力を最大限に発揮

菅野 大目標は、一人ひとりの能力が最大限に発揮される社会、若者も障害のある方も誰もが参加・交流できる社会。そのためにはボランティア・NPO活動は重要。行政がNPO等との連携・協働の方向を明らかにし、実践を促進したい。

須藤 地域のコミュニティー活動がすごく大事になってきていると思う。町内会や福祉など生活に密着したところから点検し、その作業の過程で新しいビジネスが生まれていくのではない。モノやカネを動かすだけでなく、足元の社会から再構築することによって、新しい山形の発展が見えてくるように思う。

結果として望ましい山形になるのではない。多くの人が、専門性、ノウハウを社会で生かすことを考える社会性が求められる。自分と他人との関係が良好になる精神的な土壌づくりが必要。NPOが機能するには政策提案できるようにしなければならない。衣替えして年内に法人格を持つ。山形創造NPO支援ネットワーク（仮称）はシンクタンクの機能を備え支援する必要がある。

尾形 わが国でNPOが育つ環境はまだ整っておらず、法人格を持ったNPOは税の優遇措置が受けられるよう法体系を整備する必要がある。NPOの今後の方向性としてベンチャービジネスはハイリスク、ハイリターンを目指す。ローリスク、ローリターンにしないとコミュニティービジネスは育たないと思う。